

## (4) 基本方針4 生活課題の解決に向けた取組みの推進

### <17. 子育て・子育て支援の充実>

#### 1. 現状と課題

本市では、人口減少、少子高齢化が進行し、将来推計人口においても子どもの数はさらに減少すると推計されています（P3参照）。

また、近年の少子化、核家族化の進行及び共働き世帯の増加等により、子どもが親以外の大人との関わりを持つ機会が減少しただけでなく、近所で子ども同士が遊びなどを通じて育ちあう環境も激減しています。

子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するためにも、行政をはじめ、家庭や地域がそれぞれの役割を持ちながら、連携・協力し、社会全体で子ども・子育て支援の取組みを推進していく必要があります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる総合相談・支援機関として、令和元年度に庁舎内に『母子健康包括支援センター「おおだっこ」』を設置しています。

#### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 子育て支援の一層の充実を図ります。</p> <p>①「第2期大田市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子どものための教育・保育の充実や子育て家庭を支えるための子育て支援の推進及び環境整備等に係る各種施策を展開することにより、子育て世帯への支援等を計画的に推進していきます。</p> <p>②行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を持ちながら、連携・協力することにより、社会全体で子ども・子育てを支援する取組みを継続して実施するとともに、地域の実情に合わせた支援を行っていきます。</p>	<p>行政 地域組織 住民</p>
<p>(2) 母子健康包括支援センターにおいて相談支援の充実を図ります。</p> <p>①母子健康包括支援センター「おおだっこ」において、妊娠期から子育て期にわたる総合相談及び支援を実施し、専用相談室では妊娠届時から経済的不安、育児不安等を詳細に把握し、必要に応じて関係機関と連携を図り支援します。</p>	<p>行政 地域組織</p>
<p>(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに取り組みます。</p> <p>①安心して子どもを産み育て、健やかに育つよう地域での子育て支援ネットワークづくりを推進します。</p> <p>②安心して仕事と子育てが両立できる環境づくり（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目指し、企業などに対し両立支援に向けた働きかけを行います。</p>	<p>行政 地域組織 事業者 住民</p>

## <18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現>

### 1. 現状と課題

本市では、身体障がい者は近年減少傾向にありますが、知的障がい者及び精神障がい者については微増傾向にあります（P6参照）。

障がいのあるなしに関わらず、地域社会の一員として、積極的に社会活動に参加し、生きがいを持ちながら生活できる共生社会の実現が求められているなか、障がいのある人も地域で自立して暮らすことができる環境を整備するとともに、障がいに対する地域の人たちの理解を深めていくことが重要です。

地域の理解を深めるため、社会福祉協議会において「あいサポート運動」の普及を図っているほか、様々な行事での啓発活動を実施しています。

### 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
(1)障がいのある人の社会参加を支援します。 ①能力や可能性を最大限に伸ばす、きめ細やかな教育に取り組みます。 ②適性に応じた就労を促進します。 ③障がいのある人が、地域で生きがいやつながりを感じながら生活することができるよう、学びや体験など、様々な社会参加の機会を提供します。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(2)地域における共生社会の実現に努めます。 ①障がいのある人に対する理解の普及・啓発に取り組みます。 ②全ての人がともに生きる福祉教育を推進します。 ③公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化・防災対策を推進します。 ④誰もが支え合う地域活動を推進するため、「あいサポート運動」の推進により障がいへの理解を深める意識啓発に努めます。	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
(3)障がいのある人が生活に必要な支援の提供や体制づくりに取り組みます。 ①自立した生活を支援するための福祉サービスを推進します。 ②医療・リハビリテーションの充実を図ります。 ③相談支援体制の強化に努めます。 ④保健・福祉活動を支える人材確保と育成に努めます。	行政 事業者

## <19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策>

### 1. 現状と課題

本市の平均寿命は、男女とも全国平均とほぼ同じ状況であります（P7参照）、65歳時点の平均自立期間は、男性は県平均より短いものの、要介護期間は男女ともに県平均より短くなっています。

#### 65歳の平均自立期間と要介護期間

単位：年

区分		大田市		島根県	
		H24年	H28年	H24年	H28年
男性	平均余命	18.59	19.38	18.97	19.60
	平均自立期間	17.07	17.81	17.28	17.86
	要介護期間	1.52	1.57	1.68	1.74
女性	平均余命	23.93	24.52	24.16	24.60
	平均自立期間	20.92	21.29	20.82	21.17
	要介護期間	3.01	3.23	3.34	3.43

資料：SHIDS（島根県健康指標データベースシステム）

※ H24年：H24年を中間年とした5年間（H22～26年平均）

H28年：H28年を中間年とした5年間（H26～30年平均）

このことから、平均自立期間の一層の延伸を図るため、生涯を通じた生活習慣病予防の取組みや食育の取組みを行っています。

一方で、高齢者が健康で生きがいを持って暮らし続けられるよう、通いの場やサロン活動などを通じて自立支援及び介護予防・重度化予防の推進を図っています。

高齢化の進行とともに増加する認知症高齢者に対しては、地域包括支援センターを中心に、予防対策、早期発見・早期対応による重症化予防、家族支援等の取組みを推進するとともに、認知症に対する地域の理解を醸成するための「認知症サポーター」の養成を進めています。

ただ、これまでは、高齢者の健康づくりと自立支援・介護予防施策が別分野の取組みとして実施されてきたため、今後はさらに健康寿命の延伸をめざし、一体的に取り組む必要があります。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1)民間団体や関係機関が地域と連携し健康づくりに取り組みます。</p> <p>①生活習慣病の発生予防のために重要な「身体活動・運動」「栄養・食生活」「たばこ・アルコール」「休養・心の健康」「歯と口腔の健康」「健康管理」の6つの分野について、妊娠期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた健康づくりの取り組みを地域の関係団体と連携して推進します。</p> <p>②市民が自分自身の健康に関心を持ち継続して健康づくりに取り組むことができるよう、地域全体で支援する体制づくりを推進します。</p>	<p>行政 市社協 事業者 住民</p>
<p>(2)各種の健康診断について受診の必要性などの啓発を行い、受診率を向上させる取り組みを推進します。</p> <p>①定期的に健（検）診を受け、自分の健康状態を把握し生活習慣の改善に活かせるよう受診しやすい体制整備や健康情報を提供します。</p> <p>②複数のがん検診を同時実施できるようにするなど、受診者の利便性を高め、低所得者等への自己負担額の減免を行い、誰もが受診しやすい体制を整備します。</p> <p>③がん検診に関する正しい知識の普及や啓発活動を行います。</p>	<p>行政 市社協 住民</p>
<p>(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。</p> <p>①地域ごとの健康課題を分析し、高齢者通いの場等において、フレイル予防等の普及啓発や健康教育・健康相談を行います。</p> <p>②フレイル等のおそれのある高齢者に対して、個別的支援を行います。</p>	<p>行政 市社協 事業者 住民</p>
<p>(4)食育の取り組みを進めます。</p> <p>①食育ボランティアの養成及び活動を支援します。</p> <p>②食に関する学習会の場の提供や食の安全・安心に関する情報発信に取り組めます。</p> <p>③親子で参加できる農業体験事業や生産過程の見学、農業体験や漁業体験、調理実習等の様々な体験活動を通じて、食の循環や環境を意識した食育に取り組めます。</p> <p>④食育ボランティア活動や「大田市食育の日（毎月19日）、食育月間等」を通じて食文化の伝承に向けて食育に取り組めます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>
<p>(5)自立支援及び介護予防・重度化防止を推進します。</p> <p>①全ての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、あらゆる機会を通して、市民一人ひとりの健康及び介護予防に対する意識を高め、高齢者の豊かな経験や知識を活かし、地域の中で様々な分野で活躍したり交流することができる場等を提供し、生きがいづくりを推進します。</p> <p>②できる限り要介護状態とならないための効果的な介護予防の取り組みや自立支援を目指したサービス提供により、介護予防及び重度化予防の推進を図ります。</p>	<p>行政 地域組織 事業者 住民</p>

<p><b>(6) 認知症施策を推進します。</b></p> <p>① 認知症高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターの周知を継続して行います。</p> <p>② 専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」による早期発見、早期対応に向けた支援を引き続き行っています。</p> <p>③ 地域包括支援センター内に「認知症地域支援推進員」を継続配置し、地域における支援体制の構築や認知症家族の負担軽減のため、「認知症カフェ」の周知や交流支援等を行っています。</p> <p>④ 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域での理解者を増やし、本人・家族の応援者を増やすため、企業・学校・金融機関などで「認知症サポーター養成講座」を引き続き実施していきます。</p>	<p>行政 地域組織 事業者 住民</p>
<p><b>(7) 地域での自主的な活動への支援と意識啓発に取り組めます。</b></p> <p>① 地域住民が主体的に取り組むサロン活動や介護予防活動団体の活動が継続的に安心して実施できるようスタッフの知識向上やプログラム支援、団体の運営支援などを訪問により積極的に取り組めます。</p> <p>② 新たな活動の立ち上げや事業運営に関する相談への対応・支援を行い、地域活動の活性化を図ります。</p>	<p>行政 地域組織 事業者 住民</p>

## <20. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実>

### 1. 現状と課題

「生活困窮者」は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義され、生活困窮者自立支援制度は、最後の砦と言われる生活保護制度の一つ前のセーフティネットです。

本市では、社会福祉協議会内に相談窓口「生活サポートセンターおおだ」を設置し、失業・病気など様々な問題で生活に困っている方の相談に応じ、必要な人に対しては、自立支援計画（プラン）を作成し、専門支援員による自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援等の支援を行うとともに、再就職等のために居住の確保が必要な人に対しては「住居確保給付金」を支給しています。

また、低所得世帯等に対しては生活福祉資金の貸付けを行うとともに、緊急支援が必要な人に対し民生融金の貸付けや食糧支援（フードバンク事業）を行っています。

相談対応だけでなく、平成30年4月に大田市を震源として発生した島根県西部地震をきっかけに生活困窮状況が顕在化した世帯もあり、近年自立相談支援の対象世帯が増加しています（P13参照）。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、離職や廃業又は収入が減少した世帯が急増したため、生活福祉資金の特例貸付において、緊急小口資金特例貸付を受けた方及び住居確保給付金を支給決定した方に対し市独自の給付金を設け対応しました。

この他、近年、何らかの理由により自宅に引きこもる人が顕在化し、いわゆる「8050世帯」の問題など、ひきこもり者を抱える世帯が生活困窮に陥る事例が増加しており、ひきこもり者の社会参加への支援に併せ、日常生活も含めた世帯全体への支援が求められます。

※令和元年7月に島根県が行った「ひきこもり等に関する実態調査」によると、島根県全体で1,089人、大田圏域で140の方がひきこもり状態にあるとされ、年齢別にみると40歳代以上が66.0%となっています。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 相談から解決への包括的な支援体制による取組みを行います。</p> <p>① 8050世帯など無就労である方への就労支援について、職場体験の活用など効果的な支援方法について検討します。</p> <p>② 様々な産業・企業・団体等と連携して就労体験の場や居場所の確保を検討します。</p> <p>③ 「生活サポートセンターおおだ」の機能・役割について一層の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。</p> <p>④ 生活困窮者が抱える経済的困窮や社会的孤立等の課題に寄り添いながら、関係機関と連携し包括的な支援に努めます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者 住民</p>
<p>(2) 無就労やひきこもり世帯への社会参加に向けた支援に取り組めます。</p> <p>① ひきこもり支援に関する広報啓発や情報提供により、地域全体の理解・協力を促します。</p> <p>② 保健・福祉・医療・雇用・司法等の関係機関で構成する「大田市地域福祉推進支援機関代表者会議」において、ひきこもり者への対応について検討します。</p> <p>③ 働くことや社会とのつながりに困難さを抱えている方に対して、関係機関や企業と連携して個々の状況に応じた幅広い活動プログラムを提供します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>
<p>(3) ひとり親世帯の支援を充実させていきます。</p> <p>① 関係機関等と連携しながら、各世帯の状況に応じた適切な支援を行っていきます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>
<p>(4) 貧困の連鎖の防止に向けた取組みを行います。</p> <p>① 生活困窮世帯の小学生を中心に学習支援を行い、高等教育への進学率を高め、将来の自立促進を支援します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>

## <21. 再犯防止施策の推進(大田市地方再犯防止推進計画)>

### 1. 現状と課題 (P11~12参照)

刑法犯検挙者数は近年減少していますが、再犯者の占める割合は約5割と高止まり状態が続いています(少年を除く)。

罪種別に見ると、窃盗犯が6割近くを占め、その半数は65歳以上の高齢者となっています。

また、犯行時において、無職の人の割合は約半数となっています。

年度により差はありますが、覚せい剤取締法違反者も見られます。

犯罪をした人等の中には、高齢、障がい、依存症など様々な特性を抱え、自力で更生することが困難で、何らかの支援がなければ再び犯罪に至る可能性のある人もいます。

こうした人の再犯を防止し地域社会に復帰してもらうことは、地域福祉の目的でもあるため、本計画(大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画)は、「大田市地方再犯防止推進計画」を包含する計画として策定することとします。

#### (1) 就労・住居の確保等のための取組み

##### ① 就労の確保

犯罪白書によると、刑務所に再び入所した者のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯に至る要因の一つと考えられます。

##### ② 住居の確保

犯罪をした者等については、親族と疎遠になっているなどの事情により連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難であり、また矯正施設出所時はほとんど収入がない状況にあり、公営住宅への入居のほか、住居の確保にあたっては一定の配慮が必要です。

#### (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組み

##### ① 障がい者又は高齢者等への支援等

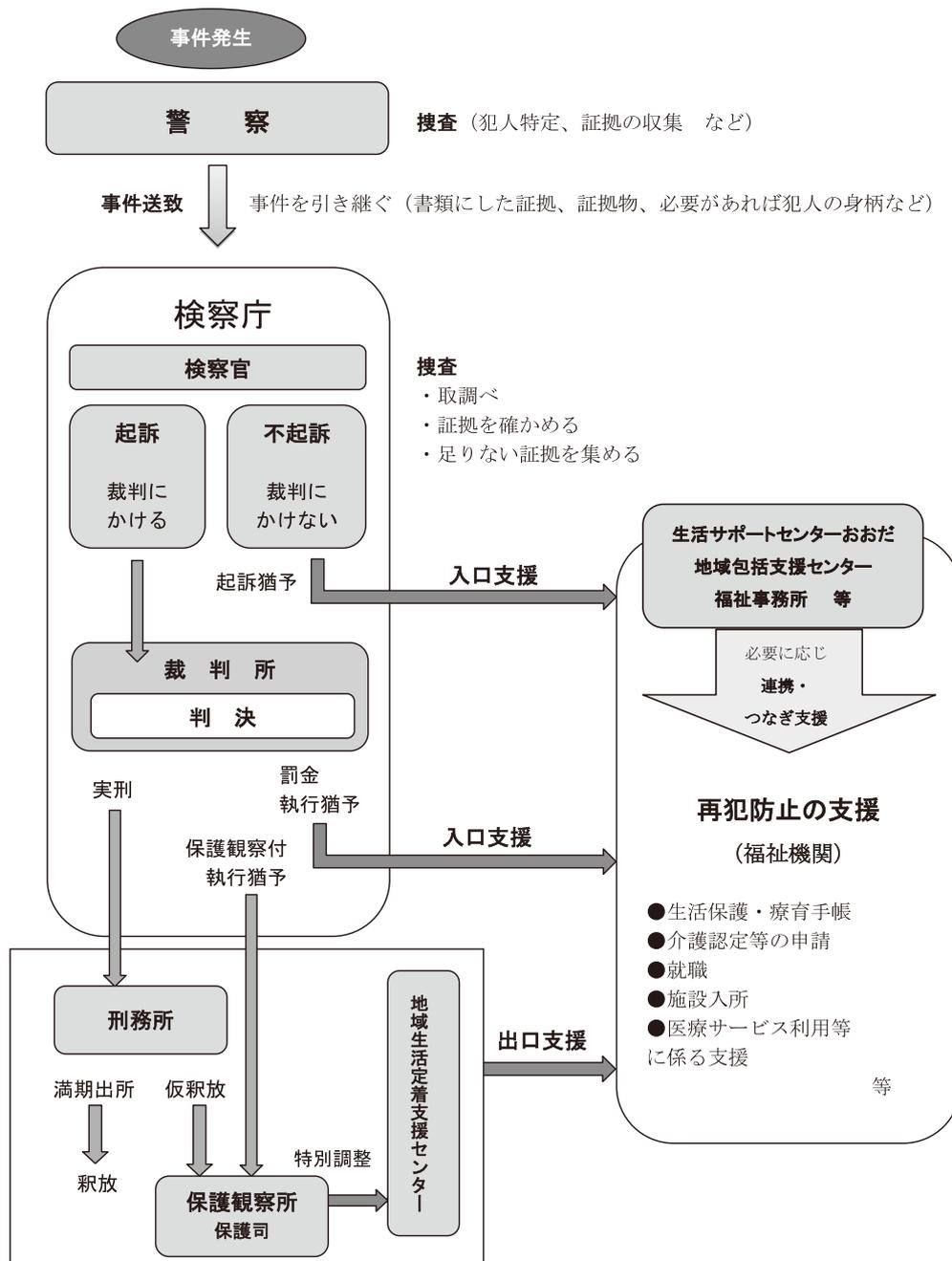
高齢者(65才以上)が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は全世代の中で最も高く、また知的障がいのある受刑者についても全般的に再犯に至る期間が短くなっています。

障がい又は高齢等により刑務所出所後福祉的な支援が必要な者に対しては、島根県地域生活定着支援センターが出所後の福祉サービス利用に係る調整を行っています。

また、松江地方検察庁（刑事政策推進班）が、起訴を猶予された者や保護観察に付されていない者等のうち、障がい、高齢、生活困窮等のため、福祉的な支援が必要な者に対し、関係機関へのつなぎ支援や松江保護観察所と連携し、更生緊急保護制度による支援を実施しています。

支援の対象になるにも関わらず、利用できる制度やサービスなどの情報が無いこと等により、支援が行き届かず再犯が繰り返されており、そうした方に寄り添った支援や関係機関等の相互連携、支援体制の充実強化が求められます。

図3-3 刑事司法手続きの概略と再犯防止（典型的な例）

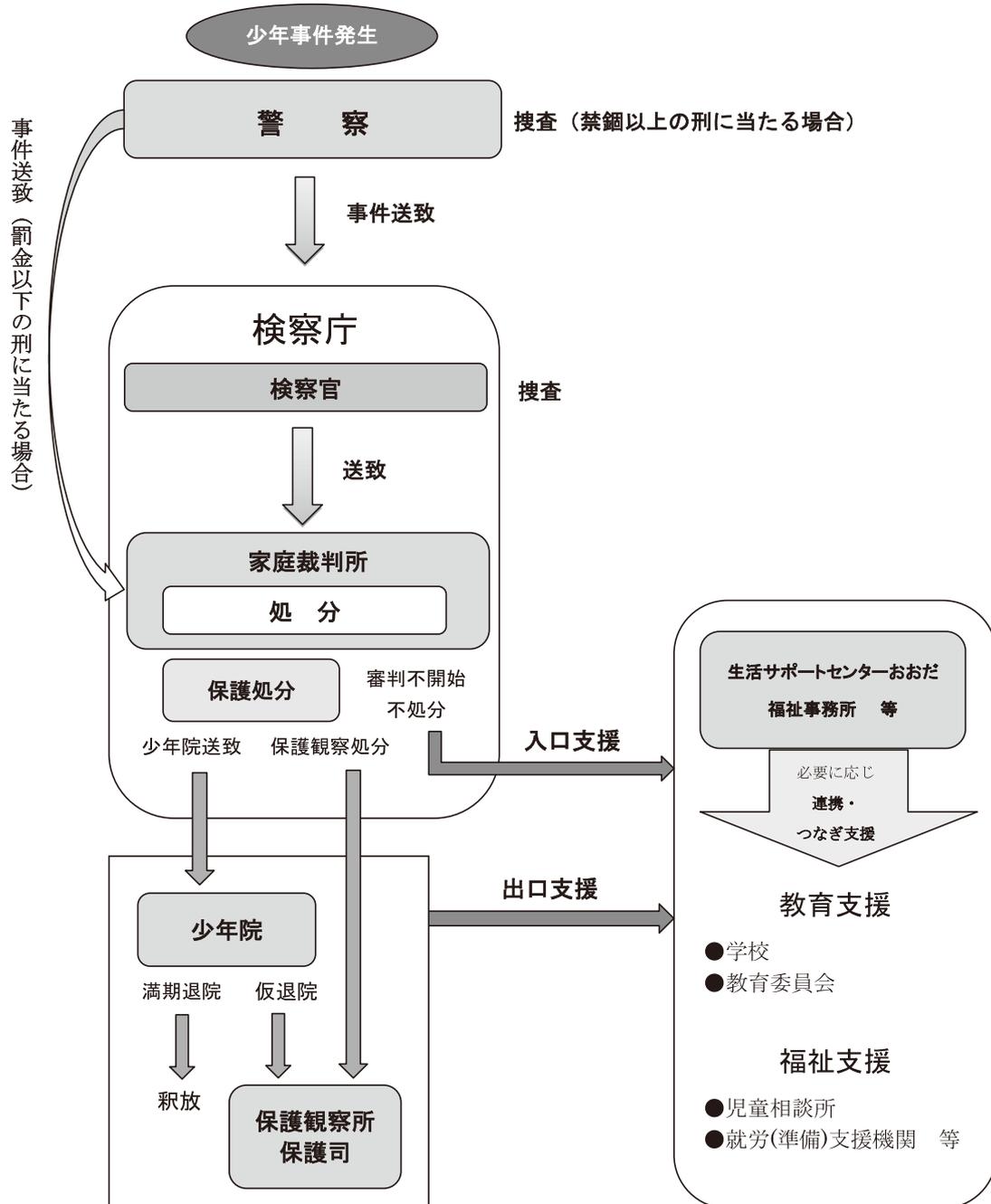


※入口支援 刑事司法手続きの入口段階である犯罪発生から処分に至るまでの間にある者を福祉システムに導く手続き  
 出口支援 刑事司法手続きの最終段階である矯正施設からの被釈放者を福祉システムに導く手続き

②薬物依存を有する者への支援等

新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反者であり、依存症に対する支援体制が整備されていないこと等が課題です。

図3-4 少年事件の場合（典型的な例）



(3) 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組み

児童生徒の非行、問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとされています。

近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒の抱える問題が多様化・複雑化し

ていることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者のケア、貧困家庭の相談窓口などの対応も求められる等、学校における対応は多岐にわたっており、教育現場と福祉、警察等各関係機関と連携しながら子どもを取り巻く環境を支え、社会性や自己肯定感を醸成することがますます重要となっています。

非行少年の補導数は減少傾向にありますが、未来を担う子ども・若者が社会の一員として生き生きと活躍できるよう、引き続き子ども・若者の健全育成に取り組むことが必要です。

#### (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組み

再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等を適切に把握した上で、適切な支援を行っていくことが重要です。

#### (5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組み

##### ①民間協力者の活動の促進等

再犯防止に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会等の更生保護ボランティアや立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア等により支えられています。

令和2年10月1日現在、大田地区における保護司は30人(定員31人)ですが、近年保護司候補者の選定に苦慮していること、女性会員が2名しかいないこと(県平均の女性就任率は25.0%)、また更生保護女性会などの民間ボランティア組織がないことが課題です。

##### ②広報・啓発活動の推進等

大田地区保護司会を中心に、「社会を明るくする運動」における街頭啓発活動を実施するとともに、更生保護サポートセンターを中心に、保護司による犯罪予防についての啓発活動が実施されています。

市民アンケート調査の結果では、保護司の制度や活動について「知っている」人は23.7%、「聞いたことがあるが内容までは知らない」が40.7%、「知らない」が29.2%であり、保護司(会)の活動について一層の周知が必要です。

#### (6) 国・民間団体等との連携強化等のための取組み

行政や地域の保健医療福祉関係機関及び民間団体等において、再犯防止に係る情報が不足していることや刑事司法関係機関との連携体制が十分ではないことが課題です。

## 2. 推進方策

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) 保護司及び更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。</p> <p>① 保護司活動に意欲のある市の職員が保護司に就任することを促進するとともに、就任後は保護司として活動しやすい環境づくりに配慮します。</p> <p>② 民間ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。</p> <p>③ 地域の安全・安心に貢献した保護司等の民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。</p> <p>④ 更生保護サポートセンターの建物については、引き続き無償貸与します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織</p>
<p>(2) 広報・啓発活動を推進します。</p> <p>① 市ホームページや広報紙において、保護司及び更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。</p> <p>② “社会を明るくする運動”を保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と連携して推進します。</p> <p>③ 7月の再犯防止月間において、各種会議や広報紙、インターネット上での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。</p>	<p>行政 地域組織</p>
<p>(3) 就労に向けた相談・支援等の充実を図ります。</p> <p>① 障がい者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業などを活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい種別、障がいの程度などの特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。</p> <p>② 本市の建設工事等競争入札参加資格審査において、犯罪をした者等を実際に雇用した協力雇用主に加点する制度の導入について研究します。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>
<p>(4) 住居等の確保を支援します。</p> <p>① 犯罪をした者等を含め、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれのある者からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。</p>	<p>行政 市社協</p>

<p>(5)特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。</p> <p>①「生活サポートセンターおおだ」や地域包括支援センター、福祉事務所において相談を受け付け、福祉的支援が必要な人に対しては関係機関と調整を行います。</p> <p>②社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が出席する会議・研修等で、大田市地方再犯防止推進計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする者についての課題を共有します。</p> <p>③地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会と検察庁、弁護士、保護観察所、地域生活定着支援センター、矯正施設等との連携を強化し、犯罪をした者等のうち高齢者・障がい者・生活に困窮する者等の福祉的支援が必要な者に対して、必要に応じ「大田市地域福祉推進支援機関実務者会議」等を活用しながら、円滑に必要な福祉サービスを提供するよう努めます。</p>	<p>行政 市社協 地域組織 事業者</p>
<p>(6)学校等と連携し児童生徒の立ち直りを支援します。</p> <p>①学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。</p>	<p>行政 地域組織</p>

#### ◆用語解説（「地方再犯防止推進計画」編）

##### ○執行猶予

一定の期間（執行猶予期間）刑の執行を猶予し、その期間を無事に経過した場合は刑の言い渡しを失効させ、また、条件に違反した場合は、執行猶予を取り消して刑を執行しようという制度。

##### ○審判不開始

家庭裁判所が、調査の結果、非行事実が極めて軽微で、要保護性が解消されている場合などの理由で、審判の必要性がない場合などになされる決定。

##### ○矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院、婦人補導院の総称。

##### ○仮釈放

矯正施設に収容されている人を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付されること。

##### ○仮退院

保護処分の実行のため、少年院に収容されている者を、その収容期間満了前に仮退院させるものであり、仮退院の期間中（20歳に達するまで又は定められた収容期間が満了するまで）保護観察に付されること。

##### ○保護観察

犯罪をした人や少年に対し、社会内において改善更正を図ることを目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、自立した生活を営むことができるよう、必要な補導・援護を行うこと。

##### ○特別調整

高齢又は障がい等により特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設に収容されている者に対し、保護観察所が矯正施設や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、必要な調整を行うもの。

##### ○社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者の改善更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省が主唱し、中央、都道府県及び市区町村等を単位として、各地域の実情に応じた活動を実施している。毎年7月を強調月間としている（7月は再犯防止啓発月間）。

## <22. 社会的取組みによる自死対策の推進>

### 1. 現状と課題

自死は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、うつ病など精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があると言われてしています。

自死者数は、自殺対策基本法が制定され国を挙げての対策の推進により減少傾向にありますが、本市の自殺死亡率（人口10万人当たりの自死者数）は、単年度では増減はあるものの、島根県や全国平均に比べるとやや高い傾向にあります（P8参照）。

年齢別に見ると、男性は働き盛りの40～50代、女性は80代以上の高齢者が高い傾向にあります。

また、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退、失業、就労収入の減少等により、全国的に自死者数が増加傾向にあり、本市への影響が懸念されます。

本市においては、「こころの健康相談」窓口を設置し相談対応を行うほか、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に“気づき”、傾聴などを行う「ゲートキーパー」の養成研修を開催しています。

また、関係機関で構成する「大田市自死対策専門部会（自死対策ネットワーク会議）」や「大田市自死総合対策庁内連絡会議」を設置開催し、自死の要因となる複合的な問題の解決に向け協議・検討を行っています。

## 2. 推進方策

計画の推進方策	事業主体
<p>(1) ころの健康と相談窓口の周知、啓発を図ります。</p> <p>① 「大田市自死対策計画」に基づき、庁内各課や関係機関と連携し、周知啓発を行います。</p> <p>② 市ホームページや広報紙、ぎんざんテレビ等で、自死対策に関する情報を提供します。</p> <p>③ ころの相談・福祉総合相談、各種相談窓口の一覧を作成し全戸配布します。</p> <p>④ 自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進するための啓発を行います。</p>	行政 市社協 事業者 住民
<p>(2) 自死対策を支える人材を育成します。</p> <p>① 市職員や教職員及び民生委員・児童委員、相談窓口従事者等に対しゲートキーパー養成研修を実施します。</p> <p>② 市民向けにゲートキーパー養成研修を実施します。</p>	行政 地域組織 事業者 住民
<p>(3) 子ども・若者の自死対策を推進します。</p> <p>① 若者の居場所づくりを推進します。</p> <p>② 生きていく上で直面する問題に対処する力や対処方法を身に付けるための教育や学校内の相談体制を充実させます。</p> <p>③ 教職員を含め子どもに関わる大人が、児童生徒のSOSに気づく感度を高めるための研修を行います。</p>	行政 事業者 住民
<p>(4) 高齢者の自死対策を推進します。</p> <p>① 高齢者の生活に関し、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関と連携して、相談支援を実施します。</p> <p>② シニアクラブ、自治会連合会、地域のボランティア等による見守り活動や高齢者サロン、高齢者通いの場など地域での生きがいをづくりを行います。</p>	行政 市社協 地域組織 事業者 住民
<p>(5) 失業・無職・生活に困窮している人への支援を強化します。</p> <p>① 多様な問題を複合的に抱えている人に対して、関係機関が連携して包括的に生きる支援を行います。</p> <p>② 「生活サポートセンターおおだ」を中心に関係機関が連携し、生活困窮者への支援に取り組みます。</p>	行政 市社協 事業者 住民